

## 学校法人盈進学園東野高等学校後援会 会則

(名称)

第1条 本会は学校法人盈進学園東野高等学校後援会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、埼玉県入間市大字二本木字久保 112 番地の 1 学校法人盈進学園東野高等学校（以下「東野高校」という）に置く。

(目的)

第3条 本会は東野高校の振興・発展を後援することを目的とし、特定の政治団体・宗教団体等を支持するものではない。

(総会)

第4条 総会は年 1 回開催し、年度開始から 2 か月以内に開催しなければならない。

(活動内容)

第5条 本会は本則第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一. 東野高校の教育活動等に対する助成。
- 二. 東野高校の施設等の拡充整備に対する援助。
- 三. 共同の目的を有する他団体との協力をはかる。
- 四. その他本会の目的達成に必要な事業。
- 五. 第4条の運用に係る細則は別に定める。

(会員)

第6条 本会は次の会員をもって組織する。

- 一. 正会員  
東野高校卒業生の保護者
- 二. 特別会員(任意)  
役員を退任した会員
- 三. 賛助会員  
ア. 本会の目的に賛同し、支援協力を申し出た個人または団体  
イ. 東野高校の元教職員及び卒業生

(会費)

第7条 正会員の会費（終身会費）は 10,000 円とし、生徒の卒業時に卒業積立金のうちから納入する。

2. 賛助会員（個人・団体）は 1 口 10,000 円（口数は制限しない）を納入する。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一. 理事 13 名
- 二. 監事 2 名
2. 理事会において、次の常任理事を選出する。
  - 一. 会長 1 名
  - 二. 副会長 2 名

- 三. 書記 2名
- 四. 会計 2名
- 五. 監事 2名

(職務)

第9条 常任理事は次の職務をつかさどる。

- 一. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 二. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三. 書記の業務は以下の通りとする。
  - ア. 役員会の議題を作成し、事前に役員へ送付する。
  - イ. 会議の内容を議事録に残し、次回役員会開催前までに役員へ送付する。
- 四. 会計の業務は以下の通りとする。
  - ア. 会の運営に資する現預金、帳簿その他経理業務に必要な書類等の管理。
  - イ. 上半期終了後の決算及び財務諸表の作成。
  - ウ. 年度終了後の決算及び財務諸表の作成。
- 五. 監事は本会の財務状況及び理事の業務執行状況を監視し、理事会に報告する。

(任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げないが、6年且つ3期までを限度とする。

更に理事会で決定した時には2年1期延長できる。

(欠員補充)

第11条 役員が欠けたときは、理事会の決定において補充する。但し、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役・顧問)

第12条 本会に次の相談役・顧問を置く。

- 一. 理事長を相談役とする。
  - 二. 校長、教頭、事務局長及び学校で定めた教職員を顧問とする。
  - 三. 過去に役員を歴任された者で、現役員3分の2以上が必要と認めた場合、同条第2号に定めた顧問以外の顧問を委嘱することができる。但しその人数は3名を上限とし、任期は本則第10条に準ずる。
2. 相談役及び顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会)

第13条 本会の会議は理事会をもってする。

- 一. 理事会は理事をもって組織し、総会に代わるものとする。必要があるときは、会長は総会を招集することができる。
- 二. 理事会は会長が招集する。
- 三. 会長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付すべき事項を示して理事会を

請求された場合には、その請求があった日から 21 日以内にこれを召集しなければならない。

- 四. 理事会に議長を置き、会長をもってあてる。
- 五. 理事会は理事総数の 3 分の 2 以上の理事の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 六. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき事前に書面により、予め意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 七. 理事会の議事は、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し会則の変更及び本会の解散については理事総数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
- 八. 理事会は次の事項を審議する。
  - ア. 事業計画及び年度予算について
  - イ. 事業報告、決算及び監査報告について
  - ウ. 総会に提案する事項について
  - エ. その他本会業務に関する重要事項で、会長において必要と認めた事項
- 九. 本会の事務・会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとし、年度終了後 3 ヶ月以内に定例理事会を開催するものとする。

(業務委託)

第 14 条 会長は、本会の日常業務の一部を東野高校事務室に委託することができる。

(支部組織)

第 15 条 本則第 5 条を達成するために、以下の組織を置く。

- 一. 池の浄化事業部会
  - ア. 主に学校敷地内の池や里山の環境整備を行う。但し活動をする際には学園から許可をとらなければならない。
  - イ. 代表者及び会計担当者を置き、その活動が後援会活動の範囲を超えないように監督する。
2. その他本会において必要と認めた場合、前項第一号以外の支部組織を置くことができる。
3. 前項において認められた組織には、代表者及び会計担当者を置く。

(経理)

第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもってあてる。

2. 本会の資産は、会長が管理する。
3. 現金は銀行に預金し、会計が保管する。
4. 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
5. 前条に規定する組織の活動原資は毎年度当初に活動費として一般会計から支出する。但しその金額は理事会において決定する。

6. 本会の会計は一般会計の他に、寄付を目的とした特別会計を設置することができる。  
但し特別会計の設置や廃止、運用方法については、理事会の議を経なければならない。

(寄付)

第17条 部活動や学園の発展に寄与する活動、及び前条第6項については、別に定める寄付金規程に沿って、支出するものとする。

(慶弔規程)

第18条 本会の慶弔見舞金等については別に定める。

(個人情報保護)

第19条 個人情報の取扱いについては、東野高校の個人情報保護ポリシーに準ずる。

19-1 理事会招集が困難な場合はWEB会議等を開催する。

WEB会議開催に際しては招待者が情報漏洩に対しての万全の対策をする事。

(会則の改廃)

第20条 本会則の改廃については、理事会の承認を必要とする。

付則1 本会の設立当初の役員は次のとおりとなる。

染井佳夫（10期）、西脇秀幸（15期）、栗村仁美（22期）、豊泉直美（22期）、川島千賀子（22期）、穂積俊宗（22期）、蒲池由美子（23期）、阿南育子（23期）、笛木昌子（23期）

付則2 本会則は、平成23年3月1日から施行する。

付則3 本会則は、平成25年4月28日から施行する。

付則4 本会則は、平成26年4月26日から施行する。

付則5 本会則は、平成27年4月25日から施行する。

付則6 本会則は、平成28年7月25日から施行する。

付則7 本会則は、平成28年10月1日から施行する。

付則8 本会則は、平成29年7月8日から施行する。

付則9 本会則は、令和3年11月27日から施行する。